

川崎市潜在保育士再就職準備金貸付事業実施要綱

28川こ子推第204号

平成28年12月5日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、「保育士修学資金の貸付け等について」(平成28年2月3日厚生労働省発雇児0203第3号厚生労働事務次官通知)及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」(平成28年2月3日厚生労働省発雇児0203第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める就職準備金貸付事業に当たる潜在保育士再就職準備金貸付事業(以下「貸付事業」という。)を実施することにより、潜在保育士の再就職等を促進し、もって保育人材の確保を図ることを目的とする。

(貸付事業の実施主体)

第2条 貸付事業は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第110条第1項に規定する社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が実施するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士 児童福祉法(昭和22年法律164号。以下「法」という。)第18条の4に規定する者をいう。
- (2) 保育所等 次に掲げる施設をいう。
 - ア 法第7条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)のうち次に掲げるもの
 - (ア) 教育時間の終了後等に行う教育活動(預り保育)を常時実施している施設
 - (イ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)への移行を予定している施設
 - ウ 認定こども園
 - エ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
 - オ 法第6条の3第13項に規定する病児保育事業であって、法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
 - カ 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業であって、法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
 - キ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
 - ク 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、若しくは法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策

において保育を行っている施設である川崎認定保育園及びおなかま保育室

ケ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について（平成28年5月2日府子本第305号、雇児発0502第1号）」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

（貸付対象者）

第4条 潜在保育士再就職準備金（以下「就職準備金」という。）の貸付対象者（以下「貸付対象者」という。）は、次の要件を満たす者とする。ただし、都道府県及び政令指定都市又は都道府県若しくは政令指定都市が適当と認める団体から重複して同種の資金等の貸付け（保育士修学資金貸付における就職準備金を含む。）を受けることはできない。

- （1）養成施設の卒業から1年以上経過し、保育士登録を行っている者又は保育士試験に合格し、保育士登録を行っている者
- （2）かながわ保育士・保育所支援センターに求職登録後、本市内に所在する保育所等から採用決定又は内定を受けている者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要する。

（貸付額）

第5条 就職準備金の貸付額の上限は、200,000円とする。なお、貸付けは同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。

- 2 就職準備金は、保育所等への再就職に当たって必要と認める費用に充当するものとする。

（貸付けの申込み）

第6条 貸付けを受けようとする者（以下「申込人」という。）は、県社協に申し込まなければならない。

（貸付けの決定）

第7条 県社協は、第4条各号の要件を満たす者から貸付けの申込みがあったときは、申込みの内容を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

- 2 県社協は、貸付けの可否を決定したときは、その旨を申込人に通知するものとする。

（貸付方法及び利子）

第8条 県社協は、貸付けを行おうとするときは、申込人と貸付契約を締結するものとする。

- 2 就職準備金は、一括して交付するものとする。
- 3 利子は無利子とする。

（保証人）

第9条 申込人は、保証人を立てなければならない。

- 2 保証人は、就職準備金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

第10条 県社協は、貸付契約の相手方（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合、

その契約を解除するものとする。

- (1) 就職準備金の交付前に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (2) 次のいずれかに該当し、貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
 - ア 退職したとき。
 - イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - ウ 死亡したとき。
 - エ その他、貸付事業の目的を達する見込みがなくなると明白に認められるとき。

(返還の債務の当然免除)

第11条 県社協は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、就職準備金の返還の債務を免除する。

- (1) 本市内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。ただし、人事異動等借受人の意思によらず本市外の保育所等において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入する。
- (2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還)

第12条 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、県社協が定める期間（次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、貸付けを受けた就職準備金を返還しなければならない。ただし、この期間内に返還することができない特別の事情があるときは、借受人の申し出に基づき、県社協が定める期間内に返還することができるものとする。

- (1) 就職準備金の貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 本市内の保育所等において前条第1号に規定する業務に従事しなかったとき。
 - (3) 本市内の保育所等において前条第1号に規定する業務に従事していない場合であって、同号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 返還は、月賦、半年賦又は年賦の均等払いの方法のうち、県社協が指定する方法とする。ただし、借受人が残額の一括返還、又は繰上げ返還を希望するときは、これを返還することができる。

(返還の債務の履行猶予)

第13条 県社協は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が継続している間、履行期限の到来していない就職準備金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 本市内の保育所等において第11条第1号に規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第14条 県社協は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた就職準備金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により、貸付けを受けた就職準備金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等、就職準備金を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部又は一部
 - (3) 本市内の保育所等において1年以上第11条第1号に規定する業務に従事したときは、返還の債務の額の一部
- 2 前項第1号又は第2号に該当する場合の返還の債務の裁量免除は、相続人又は第9条第1項に規定する保証人に対して請求を行つてもなお返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。
- 3 第1項第3号に該当する場合の返還の債務の裁量免除は、借受人の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合において、1年以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用対象外とする。

（延滞利子）

第15条 県社協は、借受人が、正当な理由なく、就職準備金を返還日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前に貸付を受けた者については従前の年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費として、これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、この限りではない。

（財政措置等）

第16条 市は、県社協に対し、予算の範囲内において、貸付事業の実施に必要な費用を補助することができる。

- 2 県社協は、貸付事業の実施に必要な事務費については、別途本市が定める金額の範囲で使用できることとする。

（会計経理）

第17条 県社協は、貸付事業に関する会計処理にあたっては、経理内容が明確になるよう処理しなければならない。なお、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知）別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分することとする。

- 2 県社協は、貸付事業を実施している間において、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度に発生した返還金は、前項に規定する会計に繰り入れるものとする。
- 3 県社協は、貸付事業を廃止した場合、その時点において県社協が保有する前条第1項に規定する補助金の残額及び当該年度以降その年度において返還された就職準備金に相当する金額を毎年度、本市に返還

するものとする。

(市への報告等)

- 第18条 県社協は、貸付事業の実施に当たり、毎年度、川崎市潜在保育士再就職準備金貸付事業計画書(第1号様式)を作成し、その内容について、市長の承認を得なければならない。計画の内容を変更するときも、同様とする。
- 2 県社協は、毎年度終了後、川崎市潜在保育士再就職準備金貸付事業実績報告書(第2号様式)を作成し、市長に報告しなければならない。

(その他)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市と県社協がその都度協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月6日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

